

一宮市工事検査実施基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、工事の検査を適正に実施するため、一宮市工事検査要領(以下「要領」という。)第23条の規定に基づき、検査の技術的な基準、その他工事の検査に必要な事項を定める。

(適 用)

第2条 この基準は、要領第4条に定める完成検査及び出来形検査に適用し、中間検査に準用する。

(工事の検査方法と基準)

第3条 検査は、別表第1「土木工事の検査方法」、別表第1の2「建築工事の検査方法」によるものとする。

2 検査は、愛知県土木工事標準仕様書(以下「土木工事標準仕様書」という。)、公共建築工事標準仕様書(建築・電気・機械)をはじめ、次の表に定める検査基準等に基づき行うものとする。

表 検査基準

基 準 図 書	発 行 者
愛知県建設部土木工事標準仕様書	愛知県
愛知県農林水産部工事標準仕様書	愛知県
愛知県土木工事現場必携	愛知県
公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	公共建築協会
公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	公共建築協会
公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	公共建築協会
公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	公共建築協会
公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	公共建築協会
公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	公共建築協会

(判定基準)

第4条 土木工事の検査結果による合格値は、原則として土木工事標準仕様書に定める「土木工事施工管理基準」の規格値により適否を判断する。ただし、別紙1の工種にかかる出来形管理基準及び規格値と別紙2の品質管理基準及び規格値については、土木工事標準仕様書に優先する。

(出来形検査基準)

第5条 出来形検査の基準は、別表第2によるものとする。

(写真管理基準)

第6条 工事書類として提出する工事写真の基準は、原則として、土木工事標準仕様書に定める「写真管理基準」の規定によるものとする。ただし、別紙3の工種にかかる写真管理基準については、土木工事標準仕様書に優先する。

(工事成績評定表の作成)

第7条 完成検査を実施した場合には、別に定める一宮市建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行うものとする。

(その他)

第8条 この基準に記載のない工種又はこの基準によりがたい軽微なものについては、工事検査員の判定によるものとする。

付 則

1. この基準は、平成28年4月1日から施行する。
2. この基準の一部を改訂し、平成29年6月1日から施行する。
3. この基準の一部を改訂し、平成30年10月1日から施行する。
4. この基準の一部を改訂し、令和7年9月8日から施行する。
5. この基準の一部を改訂し、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 土木工事の検査方法

別表第1の2 建築工事の検査方法

別表第2 出来形検査基準

別紙1 出来形管理基準及び規格値

別紙2 品質管理基準及び規格値

別紙3 写真管理基準

別表第 1

土木工事の検査方法

1 一般的検査留意事項

(1) 可視部分の検査

可視部分については、原則として検査員が実測検査し出来形を確認する。

可視部分の出来形については、実測すると共に施工管理データ（品質管理、出来形管理、工事写真をいう。）により検査する。

ただし、可視部分でも実測が困難な部分については、施工管理データにより検査する。

(2) 不可視部分の検査

不可視部分の出来形と品質は、施工管理データ及び監督員による立会、段階確認（愛知県建設部編集の土木工事標準仕様書）の有無、出来形確認写真等により検査する。

(3) 使用材料の検査

使用材料の品質、規格、数量については、品質管理データ、品質証明書、又は実測により検査する。

(4) 機械設備等の検査

機械設備等の機能、性能については、実際の操作により検査する。

(5) 構造物等機能の検査

構造物又は付属設備等の機能については、主に実際に操作して検査する。

(6) その他

（出来栄え）仕上り面、通り、摺り付け等の程度及び全体の外観を観察する。

（後片付け）工事完了後の現場整理状況等を確認する。

2 施工管理に関する検査留意事項

(1) 施工管理資料の整理状況

(2) 測定値の正確度及び規格値との関係

(3) 施工管理方法の適否

(4) 施工管理要員の状況

(5) 試験、測定、撮影等の監督員の立会の程度

(6) 施工管理結果の現場工事への反映状況

(7) 施工管理に対する全般的確認程度

3 施工状況に関する検査留意事項

項 目	関 係 書 類	留 意 事 項
1 工事の監督	契約書、仕様書、土木工事監督要領	工事監督の状況確認、立会及び指示承諾協議事項の処理内容
2 工程管理	実施工程表、工事出来形報告書、工事打合せ書	工程管理状況及び進捗内容
3 工事施工		工法研究、施工方法及び手戻り(災害)に対する処理状況
4 工事材料解体及び発生材	仕様書、工事材料及び解体発生納入書等	工事材料、解体及び発生材の処理状況
5 立会、指示すべき施工及び調合	仕様書、工事打合せ書、記録資料	立会指示すべき施工及び調合の状況
6 現場管理	仕様書、工事打合せ書、関係法規等	現場管理状況、交通整理状況及び処理内容

4 各工事別検査方法及び判定基準

(1) 検査の内容

検査は、当該工事の出来高を対象として行うものとし、関係図書に基づき工事の実施状況、出来形及び品質について適否の判定を行うものとする。

(2) 実施状況の検査

実施状況の検査は、出来形管理、品質管理及びその他の実施状況に関する各種の記録（写真による記録を含む。）と、設計図書等とを対比し、各事項に留意して施工管理状況及び施工内容の適否の判断を行うものとする。

(3) 出来形の検査

出来形の検査は、位置、出来形寸法及び数量について、設計図書と対比して行うものとする。ただし、測定箇所は、出来形の現地形状に応じて検査員の判断により決定する。

また、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(4) 品質の検査

品質の検査は、品質及び出来栄えについて、設計図書、仕様書と対比して行うものとする。

ただし、外部から観察、施工管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定

することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(5) 検査の判定基準

検査の判定は、土木工事標準仕様書「土木工事施工管理基準」の規格値又は本要領別紙 1「出来形管理基準及び規格値」及び別紙 2「品質管理基準及び規格値」に対比して、品質、出来形の適否を判定する。

(6) 測定方法

検査項目は出来形寸法、品質、出来栄え、位置、構造機能等とし、出来栄え、位置、構造機能の検査は、検査員の技術的判断による。

(7) 実測する検査箇所は、原則として、設計寸法の明示された箇所とする。

(8) 施工延長の検査については、測点が図面、杭等で明示されている場合、延長の確認として、各測点間距離を抜き取り測定することにより全延長の測定を省略することができる。

建築工事の検査方法

1 一般的検査留意事項

(1) 可視部分の検査

可視部分については、原則として検査員が目視及び実測検査し出来形を確認する。出来形確認に際し、実測すると共に施工管理データ（品質管理、出来形管理、工事写真等をいう。）により検査する。又、機能及び性能に関しては実際の操作により検査する。

ただし、可視部分でも実測及び性能確認が困難な部分については、施工管理データにより検査する。

(2) 不可視部分の検査

不可視部分の出来形と品質は、施工管理データ、監督員による立会検査記録及び出来形確認写真等により検査する。

(3) 使用材料の検査

使用材料の品質、規格、数量等については、出荷証明書、品質管理データ、品質証明書、写真及び実測により検査する。

(4) 機械設備等の検査

機械設備等の機能、性能等については、実際の操作及び各種試験データにより検査する。

(5) その他

（出来栄え）仕上り面、各種納まり、周囲の状況、全体の外観等を確認する。

（現場整理）工事現場内の整理状況、安全対策及び関連工事との調整等について確認する。

2 工事実施状況に関する検査留意事項

項 目		関 係 図 書	内 容	摘 要
総括	一般事項	工事請負契約書及び 設計図書 契約関係図書・官公署 等許認可関係図書	確認、立会い、指示、協 議事項等の処理状況	図面及び仕様書(現場説 明書・質疑回答書を含 む)
	工事概要及び 工程管理	施工計画書 計画工程表 実施工程表	必要事項記載 現場条件反映 工程進捗状況	現場に合った内容 概成工期 フォローアップ
施 工	安全管理	施工計画書 安全管理報告書	安全管理対策の計画及 び実施状況 危険箇所対策・点検の計 画及び実施状況 安全教育・安全訓練の計 画及び実施状況	協議会(委員会)又は組 織 交通誘導員の配置・車両 侵入経路等 火災・電気災害等の防止 安全活動計画
	緊急時の体制 及び対応	施工計画書	連絡体制及び対応方法	連絡体制表 異常気象時の防災管理 及び事故発生時の対応
管 理	災害・公害の 防止	施工計画書 廃材処分等計画書・報 告書	低騒音、低公害機械の 選定 廃材適正処分	仕様書、カタログ等 マニフェスト
	品質管理	施工計画書 工事写真 各種試験結果報告書 機器承諾図 出荷証明書等	写真管理計画 資機材の管理・資料整理 品質(資材・施工)管理計 画	写真管理基準・工夫 資材管理基準・工夫 出来形管理基準・工夫 品質管理員の明確化
	現場管理	施工計画書(要領書) 施工体制台帳 工事写真 品質管理記録 施工図 指示書・協議書等	書類と現場施工の一致 不可視部分の写真 出来形管理 書面による指示・協議	作業手順の明確化 工程ごとの出来形確認 社内検査報告書 下検査報告書

3 各工事別検査方法及び判定

(1) 検査の内容

検査は、当該工事の出来形を対象として行うものとし、関係図書に基づき工事の出来形及び品質について適否を行うものとする。

(2) 出来形の検査

出来形の検査は、外観、出来形寸法及び数量について、設計図書と対比して行うものとする。機能及び性能に関しては、実際の操作により行うものとする。

又、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(3) 品質の検査

品質の検査は、品質及び出来形について設計図書と対比して行うものとする。

ただし、外部から観察、施工管理の状況を示すことが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(4) 検査の判定

検査は、出来形寸法、品質、出来栄え、構造機能等の適否を判定する。

(5) 検査提出書類

検査に際し原則として、次の書類を提出するものとする。

- ① 設計図書
- ② 施工計画書(要領書)及び承諾図(施工図)
- ③ 工事材料使用承諾願及び出荷証明書
- ④ 監督指示票
- ⑤ 設計変更協議書
- ⑥ 「施工プロセス」のチェックリスト
- ⑦ 工事日誌
- ⑧ 工事写真
- ⑨ 品質管理及び各種試験結果報告書
- ⑩ 建設廃材処分計画書及び建設廃材処分報告書
- ⑪ 実施工程表
- ⑫ 施工体制台帳(下請負がある場合)
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と認めた関係書類

別表第2

出来形検査基準

工事区分	適用区分	検査基準
仮設工事	建築 共通 土木	出来形率の範囲内。
土工工事	建築 共通 土木	施工部分を出来形とみなす。
基礎工事	建築 共通 土木	杭打を完了、砕石、割栗石つき固め、コンクリート基礎又は鉄筋コンクリート基礎打上げ(打設)をもって出来形とみなす。
床掘工事	土木	設計図書に示す掘削をもって出来形とみなす。
鉄筋工事	建築	太物 (D16 以上) 加工し現場搬入したもの 70%、組立完了したもの 100%、細物 (D13 以下) 組立完了したもの 100%
	土木	組立完了したものををもって出来形とみなす。
鉄骨工事	建築	加工し現場搬入したもの 70%、組立完了したもの 100%
	土木	組立完了したものををもって出来形とみなす。
型枠工事	建築	建込完了したもの 90%、とりはずし完了したもの 100%。
	土木	コンクリート打設後解体したものを出来形とみなす。
コンクリート工事	建築	打上げをもって出来形とみなす。
	土木	脱型したもので指定の強度をもって出来形とみなす。
下層路盤工事	土木	転圧整形後において、所定の締固め度以上をもって出来形とみなす。
路面工事	土木	敷砂利は、現場搬入後敷均し転圧後の完了をもって出来形とみなす。
塗装工事	建築 共通 土木	設計塗装の回数ごとに仕上がり完了をもって出来形とみなす。
組積工事	建築	組積完了をもって出来形とみなす。
木工事	建築	(造作材) 加工し現場搬入したもの 70%、組立完了したもの 100%
		(構造材) 取付完了したものを出来形とみなす。
屋根工事	建築	瓦、鉄板のふき終り、防水施工は仕上がりをもって出来形とみなす。
内装工事	建築	化粧合板その他、床、壁、天井材は取付け完了をもって出来形とみなす。

工事区分	適用区分	検査基準
左官工事	建築	内外壁は、下塗り、中塗り、上塗りごとに仕上げ完了をもって出来形とみなす。
建具工事	建築	1. 木造建具は、加工し現場搬入したもの70%、取付調整が完了したもの100%。 2. 鋼製建具は、特注したものは製品完成をもって出来形とみなす。その他は、取付けし調整が完了したもの100%。
硝子工事	建築	切込み、パテ押え、ゴムパッキン取付け完了をもって出来形とみなす。
雑工事	建築	建築工事の付属品は、取付け完了をもって出来形とみなす。
設備工事	建築	各種配管、配線、機器等は取付け完了をもって出来形とみなす。ただし、機器の搬入のみは50%とし、特注製品については、製品の完成をもって出来形とみなす。
その他	建築 共通 土木	前記以外の工事については、特殊なもの及び工場製作品で製品の完成をもって出来形とみなす。その他については取付け済又は仕上げ済のものをもって出来形とみなす。

別紙 1

出来形管理基準及び規格値

次の工種については、以下の出来形管理基準及び規格値に基づくものとする。

第3編 工事共通編

- ①. 境界ブロック工については、別紙1 ①参照
- ②. 小型標識工、防護柵工及び路側防護柵工の**独立基礎の幅**は2方向測定すること
別紙1 ②参照
- ③. アスファルト舗装工については、別紙1 ③参照
- ④. コンクリート舗装工については、別紙1 ④参照
ブロック舗装工については、別紙1 ⑤参照
- ⑤. 側溝工(その他)については、別紙1 ⑥参照
- ⑥. 水路工(その他)については、別紙1 ⑦参照
- ⑦. 透水性舗装工については、別紙1 ⑧参照

第7編 道路編

- ⑧. 歩道路盤工、取合舗装路盤工及び路肩舗装路盤工については、別紙1 ⑨参照
- ⑨. 歩道舗装工、取合舗装工及び路肩舗装工については、別紙1 ⑩参照
- ⑩. 切削オーバーレイ工については、別紙1 ⑪参照
- ⑪. 路上再生工については、別紙1 ⑫参照

第9編 下水道編

- ⑫. 管布設(自然流下管)については、別紙1 ⑬参照
- ⑬. 推進工については、別紙1 ⑭参照
- ⑭. 取付管布設工については、別紙1 ⑮参照

出来形管理基準及び規格値

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
①	境界ブロック工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		市独自	
		幅 a1	-30				
		幅 a2 a3	-20				
		厚さ t1	-20				
		基礎	幅 b1				設計値以上
			幅 b2				-
			厚さ t2				-30
			厚さ t3				-
延長 L	-200	1施工箇所毎					
②	小型標識工 (独立基礎)	設置高さH	設計値以上	1箇所/1基		県と同じ	
		幅 W (D)	-30	基礎1基毎			
		高さ h	-30				
		根入れ長	設計値以上				
		基礎	幅 b	設計値以上			
			厚さ t	-30			
②	路側防護柵工 (ガードパイプ)	基礎	幅 W	-30	1箇所/施工延長40m 40m以下のものは、2箇所/1施工箇所 Wは2方向測定。		県と同じ
			高さ h	-30			
		パイプ取付高 H	+30 -20	1箇所/1施工箇所			
		パイプ取付延長 L	設計値以上	1施工箇所毎			

別紙1

番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
			個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)			
			中規模以上	小規模以下	中規模以上			
③	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	—	基準高・幅は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。	<p>・工事規模の考え方※ 中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が250t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。</p> <p>面積は、1工事単位ではなく、1工区単位とする。</p> <p>※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、施工面積で判断する。</p>	<p>施工管理基準 18</p>
		厚さ	-45		-15			
		幅	-50		—			
③	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
		幅	-50		—			
③	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定もしくは、品質管理基準及び規格値によるアスファルト舗装工事におけるコアー取扱いの表に基づき採取して測定する。	<p>・コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
		幅	-50		—			
③	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 加熱アスファルト安定処理工	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、品質管理基準及び規格値によるアスファルト舗装工事におけるコアー取扱いの表に基づき採取し測定する。		
		幅	-50		—			

別紙1

番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
			個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上				
③	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、品質管理基準及び規格値によるアスファルト舗装工事におけるコアー取扱いの表に基づき採取し測定する。	<p>・工事規模の考え方※</p> <p>中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が250t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。</p> <p>面積は、1工事単位ではなく、1工区単位とする。</p> <p>※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、施工面積で判断する。</p>		
		幅	-25		-				
③	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、品質管理基準及び規格値によるアスファルト舗装工事におけるコアー取扱いの表に基づき採取し測定する。	<p>規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。</p> <p>ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>・コアー採取について</p> <p>橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。また、2車線で施工面積が1,000㎡未満の場合においても省略できる。</p> <p>平坦性の測定は、延長100m未満の場合は省略することができる。ただし、監督員が必要と認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>施工管理基準 19</p>
		幅	-25		-				
		平坦性	3mプロフィールメーター(σ) 2.4mm以下		(σ)	平坦性は各車線毎に車線縁から1mの線上、全延長とする。			
	直読式(足付き) 1.75mm以下								

別紙1

番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
			個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)			
			中規模以上	小規模以下	中規模以上			
④	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	—	基準高・幅は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。	・工事規模の考え方※ 中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が250t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。 面積は、1工事単位ではなく、1工区単位とする。	
		厚さ	-45		-15			
		幅	-50		—			
④	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。	※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	施工 管理 基準 20
		幅	-50		—			
④	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。 また、コア採取による厚さは、品質管理基準及び規格値によるアスファルト舗装工事におけるコア取扱いの表に基づき採取し測定する。	・コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
		幅	-50		—			
④	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、品質管理基準及び規格値によるアスファルト舗装工事におけるコア取扱いの表に基づき採取し測定する。		
		幅	-25		—			

別紙1

番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
			個々の測定値(X)					10個の測定値の平均(X10)
			中規模以上	小規模以下				
④	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線80m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長40m毎に1箇所の割で測定。	<p>・工事規模の考え方※</p> <p>中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が250t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。</p> <p>面積は、1工事単位ではなく、1工区単位とする。</p> <p>※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、施工面積で判断する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。また、2車線で施工面積が1,000㎡未満の場合においても省略できる。</p> <p>平坦性の測定は、延長100m未満の場合は省略することができる。ただし、監督員が必要と認めた場合は、この限りではない。</p>	施工管理基準 21	
		幅	-25					
		平坦性	コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより 機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下		平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。			
		目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

別紙1

番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
			個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上				
⑤	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1箇所の割で測定。	<p>・工事規模の考え方※</p> <p>中規模とは、1層あたりの施工面積が1,000㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が250t未満あるいは施工面積が1,000㎡未満。</p> <p>面積は、1工事単位ではなく、1工区単位とする。</p>		
		厚さ	-45		-15				
		幅	-50		—				
⑤	ブロック舗装工 (上層路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。	<p>※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、施工面積で判断する。</p>		
		幅	-50		—				
⑤	ブロック舗装工 (上層路盤工)	粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定もしくは、品質管理基準及び規格値によるアスファルト舗装工事におけるコアー取扱いの表に基づき採取して測定。	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
			幅	-50		—			
⑤	ブロック舗装工 (上層路盤工)	セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、品質管理基準及び規格値によるアスファルト舗装工事におけるコアー取扱いの表に基づき採取し測定する。	<p>・コアー採取について</p> <p>橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
			幅	-50		—			
⑤	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、品質管理基準及び規格値によるアスファルト舗装工事におけるコアー取扱いの表に基づき採取し測定する。			
		幅	-50		—				
⑤	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3				
		幅	-25		—				

施工
管理
基準
24

番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
⑥	自由勾配側溝工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2箇所。		市独自	
		敷きコン厚 t1	-20				
		基礎	幅 b1 b2				設計値以上
			幅 b3 b4				-
			厚さ t2 t3				-30
			厚さ t4				-
		延長 L	-200				1施工箇所毎
⑥	壁付側溝工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2箇所。		市独自	
		厚さ w1	-20				
		幅 w2 w3	-30				
		高さ h	-30				
		基礎	幅 b1				設計値以上
			幅 b2				-
			厚さ t1				-30
			厚さ t2				-
延長 L	-200	1施工箇所毎					

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
⑥	L型街渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		市独自	
		幅 a1	-20				
		幅 a2	-30				
		厚さ t1 t2	-20				
		基礎	幅 b				設計値以上
			厚さ t3				-30
		延長 L	-200	1施工箇所毎			
⑥	横断暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		県と同じ	
		基礎	幅 b1 b2				設計値以上
			幅 b3				-
			厚さ t1 t2				-30
			厚さ t3				-
		延長 L	-200	1施工箇所毎			
⑦	組立水路工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		市独自	
		敷きコン厚 t	-20				
		敷きコン幅 b	-30				
		延長 L	-200				1施工箇所毎

番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
⑦	床版工	床版の厚さ t1~t3	0~+20	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所、延長40m(又 は50m)以下のものは1施工箇所につ つき2箇所。延長は1施工箇所毎。 床版厚は、厚さが変化する毎に2箇 所測定。		市独自	
		床版の幅 W	±30				
		延長 L	-200				
⑦	L型水路工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2箇所。(なお、製品使用の場合 は、製品寸法は、規格証明書等によ る。)		市独自	
		幅 w2	-30				
		敷 コ ン	基準高 ▽				±30
			厚さ t4				-20
			幅 w1				-30
			幅 b1 b2				設計値以上
		基 礎	幅 b3				-
			厚さ t1 t2				-30
			厚さ t3				-
		延長 L	-200				1施工箇所毎

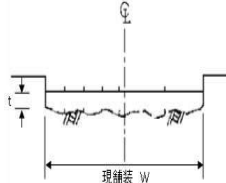
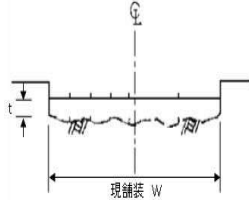
別紙1

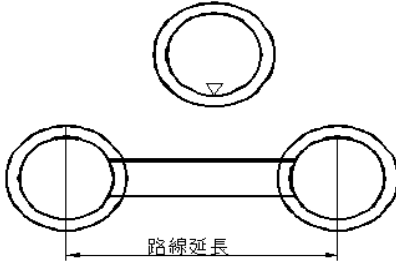
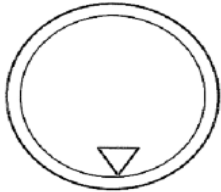
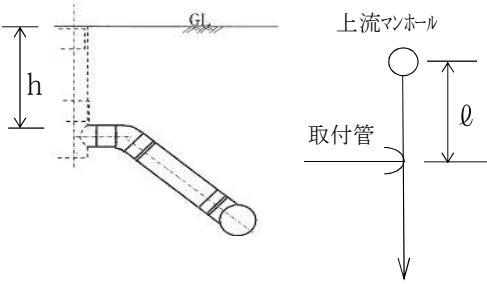
番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
			個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)			
			中規模以上	小規模以下	中規模以上			
⑧	透水性舗装工 (路盤工)	基準高 ▽	±50		—	基準高・幅は片側延長40m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1箇所掘り起こして測定。 ※歩道舗装に適用する。	・工事規模の考え方※ 中規模とは、1層あたりの施工面積が500㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が125t未満あるいは施工面積が500㎡未満。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均は適用しない。	施工管理基準 51
		厚さ	t < 15cm	-30	-10			
			t ≥ 15cm	-45	-15			
		幅	-100		—			
⑧	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長40m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1個コアを採取して測定。 ただし、車道にてコアを採取する場合は、その採取位置の横断方向にて、車道と同数採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。			
		幅	-25					

別紙1

番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
			個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)			
			中規模以上	小規模以下	中規模以上			
⑨	歩道路盤工	基準高 ▽	±50		—	<p>基準高・幅は片側延長40m毎に1箇所 の割で測定。厚さは片側延長80m 毎に1箇所を掘り起こして測定。</p> <p>※両端部2点で測定する。</p>	<p>・工事規模の考え方※</p> <p>中規模とは、1層あたりの施工面積が500㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び競うの加熱アスファルト混合物の総使用量が125t未満あるいは施工面積が500㎡未満。</p> <p>面積は、1工事単位ではなく、1工区単位とする。</p> <p>※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、施工面積で判断する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>施工 管理 基準 69</p>
	取合舗装路盤工	厚さ	t < 15cm	-30	-10			
	路肩舗装路盤工		t ≥ 15cm	-45	-15			
		幅	-100		—			
⑩	歩道舗装工	厚さ	-9	-3	<p>幅は、片側延長40m毎に1箇所の割で測定。</p> <p>厚さは、片側延長80m毎に1箇所コアを採取して測定。</p> <p>歩道舗装においては、片側延長80m毎に1個コアを採取して測定。ただし、車道にてコアを採取する場合は、その採取位置の横断方向にて、車道と同数コアを採取して測定。</p>	<p>・コアの採取について</p> <p>橋面舗装等でコアの採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>		
	取合舗装工	幅	-25	—				
	路肩舗装工							
	表層工							

別紙1

番号	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10)			
⑪	切削オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車線端及びその中心とする。 中央分離帯がない場合 2車線:5点 4車線:9点 中央分離帯がある場合 2車線:6点 4車線:10点 幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 平坦性は各車線毎に舗装縁から1mの線上、全延長とする。		<p>・維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。また、2車線で施工面積が1,000㎡未満の場合においても省略出来る。</p> <p>平坦性の測定は、延長100m未満の場合は省略することができる。ただし、監督員が必要と認めた場合は、この限りではない。</p>
		幅 w	-25				
		延長 L	-100				
		平坦性	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
⑫	路上再生工	厚さ t	-30		幅は延長40m毎に1箇所の割で測定。厚さは、各車線80m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。 	<p>施工管理基準 84</p>	
		幅 w	-50				
		延長 L	-100				

番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
⑬	下水道管布設工[開削] (自然流下管)	基準高 ∇	± 30	基準高、中心線のずれ(水平)は、マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。なお、マンホール間の距離が40m未満の路線については、マンホール間の中央部付近の測定は不要とする。 管止めで工事を完了する場合は、管止め箇所を測定する。 延長 ℓ はマンホール間を測定する。		県に準じる
		延長 ℓ	-200			
		総延長 L	-200			
		勾配	逆勾配不可			
		中心線のずれ(水平)	± 50			
⑭	推進工	基準高 ∇ (管理目標値)	± 50	基準高、中心線のずれ(水平)及び勾配は、推進管1本ごとに1ヶ所測定する。ただし、小口径推進における基準高、中心線のずれ及び勾配は、推進管理測定の計測データによる。延長 ℓ はマンホール間を測定する。管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。		県に準じる
		延長 ℓ	-200			
		総延長 L	-200			
		勾配	逆勾配不可			
		中心線のずれ(水平) (管理目標値)	± 50			
⑮	取付管布設工	上流マンホールからの距離 ℓ		1施工箇所ごとに測定する。		別紙取付管調書にて管理する
		土被り h				

別紙 2

品質管理基準及び規格値

1. 生活道路等の工事におけるアスファルト舗装工事におけるコアの取扱いについては、次のとおりとする。

舗装面積 (m ²)	コア採取本数	試験内容	備考
500 未満	なし	厚さ 密度	必要数：異常が認められた場合
500 以上 1,000 未満	1 本	厚さ 密度	—
1,000 以上	3 本	厚さ 密度	1 本/1000m ² 毎追加

- ・面積は、1 工事単位でなく、1 工区単位とする。
- ・人力施工による舗装復旧工事については、コア採取を省略できる。
- ・500m² 未満の場合は、原則、コア採取はなしとする。
ただし、監督員が異常と認めた場合には、監督員と協議の上、採取本数を決定すること
- ・抽出は、アスファルト混合物事前審査協議会認定製品は省略できる。
- ・採取位置については、県必携に基づくこと。

2. 次の工種については、以下の品質管理基準及び規格値に基づくものとする。

- ①. 下層路盤については、別紙 2 ①参照
- ②. 上層路盤については、別紙 2 ②参照
- ③. アスファルト安定処理路盤については、アスファルト舗装に準じる
- ④. セメント安定処理路盤については、別紙 2 ④参照
- ⑤. アスファルト舗装については、別紙 2 ⑤参照
- ⑥. 路上再生路盤工については、別紙 2 ⑥参照
- ⑦. 排水性舗装工・透水性舗装工については、別紙 2 ⑦参照
- ⑧. インターロッキングブロック歩道舗装工については、別紙 2 ⑧参照

別紙2

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考
① 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 E001 [4]-5	粒状路盤:修正CBR20%以上 (クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が1,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t以上の場合が該当する。※ ・小規模工事とは、舗装施工面積が1,000㎡未満あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t未満の場合が該当する。※ ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。	施工 管理 基準 133
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 ・但し、鉄鋼スラグには適用しない。		
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 E004 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 ・CS:クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。		
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前		
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 ・再生クラッシュランに適用する。	施工 管理 基準 134		

別紙2

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考
① 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 G021 [4]-185 砂置換法(JIS A1214) 砂置換法は、最大 粒径が53mm以下の 場合のみ適用でき る	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道路盤及び路肩路盤 X10 90%以上 X6 90.5%以上 X3 91%以上	<ul style="list-style-type: none"> 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上(歩道路盤及び路肩路盤を除く)を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 1,000㎡につき1回(3個) 1,000㎡未満の工事は、1工事につき1回(3個)以上。※ ※施工箇所が点在する維持工事は除く。 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が1,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t以上の場合が該当する。※ 小規模工事とは、舗装施工面積が1,000㎡未満あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t未満の場合が該当する。※ ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。 	施工管理基準 134
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 G023 [4]-210		<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事: 随時 小規模工事: 随時 全幅、全区間について実施する。 但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 歩道路盤、路肩路盤を除く。 		
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		施工管理基準 135
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事: 異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が1,000㎡あるいは使用する基層および表層混合物の総使用量が250t以上の場合が該当する。※		
土の液性限界・塑性限界試験		JIS A 1205	塑性指数PI: 6以下	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき。	※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき。		

別紙2

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考
② 上層 路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 E001 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨 材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施 工面積が、 <u>1,000㎡</u> あるいは使用する 基層および表層混合物の総使用 量が <u>250t以上</u> の場合が該当する。 ※	施工 管理 基準 136
			鉄鋼スラグの修正CBR 試験	舗装調査・試験法 便覧 E001 [4]-5	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬 性粒度調整スラグに適用する。	・小規模工事とは、舗装施工面積 が <u>1,000㎡未満</u> あるいは使用する基 層および表層用混合物の総使用量 が <u>250t未満</u> の場合が該当する。※	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前	※路盤工における規模の判定は、 混合物の総使用量は適用せず、舗 装施工面積で判断する。	
			土の液性限界・塑性限 界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 ・但し、鉄鋼スラグには適用しない。		
			鉄鋼スラグの水浸膨張性 試験	舗装調査・試験法 便覧 E004 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬 性粒度調整スラグに適用する。		
			鉄鋼スラグの呈色判定試 験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 E002 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬 性粒度調整スラグに適用する。		
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試 験	舗装調査・試験法 便覧 E003 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 ・HMS:水硬性粒度調整スラグに適用する。		
			鉄鋼スラグの単位容積 質量試験	舗装調査・試験法 便覧 A023 [2]-106	1.50Kg/L以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬 性粒度調整スラグに適用する。	施工 管理 基準 137	

別紙2

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考
②上層路盤工	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 ・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が1,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t以上の場合が該当する。※	施工管理基準 137
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前	・小規模工事とは、舗装施工面積が1,000㎡未満あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t未満の場合が該当する。※	
施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 G021 [4]-185 砂置換法(JIS A1214) 砂置換法とは、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道路盤及び路肩路盤 X10 90%以上 X6 90.5%以上 X3 91%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上(歩道路盤及び路肩路盤を除く)を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・1,000㎡につき1回(3個) ・1,000㎡未満の工事は、1工事につき1回(3個)以上。※ ※施工箇所が点在する維持工事は除く。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。	施工管理基準 138
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事:定期的または随時(1回~2回/日)		
			粒度(75μmフルイ)		75μmふるい: ±6%以内	・中規模以上の工事:異常が認められたとき。		
			含水比試験	舗装調査・試験法便覧 F003 [4]-93 迅速試験方法によることができる。	— (最適含水比と比較)	・中規模以上の工事:定期的または随時(1回~2回/日)		

別紙2

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考
②上層路盤工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	施工管理基準 139
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	観察により異常が認められたとき。		
③アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
④セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 E013 [4]-38	下層路盤:一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤:一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 ・安定処理材に適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が1,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t以上の場合が該当する。※ ・小規模工事とは、舗装施工面積が1,000㎡未満あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t未満の場合が該当する。※ 	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001	下層路盤:10%以上 上層路盤:20%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 	※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	下層路盤 塑性指数PI:9以下 上層路盤 塑性指数PI:9以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 		

別紙2

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考
④ セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が1,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t以上の場合が該当する。※ ・小規模工事とは、舗装施工面積が1,000㎡未満あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t未満の場合が該当する。※ ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。	施工管理基準 140
			粒度(75 μ mフルイ)		75 μ mふるい: ±6%以内			
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 G021 [4]-185 砂置換法(JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上(歩道路盤及び路肩路盤を除く)を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・1,000㎡につき1回(3個) ・1,000㎡未満の工事は、1工事につき1回(3個)以上。※ ※施工箇所が点在する維持工事は除く。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。		
施工	その他	含水比試験	舗装調査・試験法便覧 F003 迅速試験方法によることができる。	— (最適含水比と比較)	・中規模以上の工事: 定期的または随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき (1回～2回/日)	施工管理基準 141	
		セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 G024, G025 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内				

別紙2

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考
⑤ アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 	<p>中規模以上の工事とは、舗装施工面積が1,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が250t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、舗装施工面積1,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が250t未満の場合が該当する。</p>	施工管理基準 141
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土,粘土塊量:0.25%以下			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 A008 [4]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下			
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			
	その他			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 	施工管理基準 142
				フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 A016 [2]-65	50%以下		
				フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 A013 [2]-59	3%以下		
				フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法 便覧 A014 [2]-61	1/4以下		
				製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 A018 [2]-77	水浸膨張比:2.0%以下		
				製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下		
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下		
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	施工管理基準 143				

別紙2

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考
⑤ アスファルト舗装	材料	その他	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 	<p>中規模以上の工事とは、舗装施工面積が1,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、舗装施工面積が1,000㎡未満あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t未満の場合が該当する。</p>	施工管理基準 143
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4 			
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 			
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 			施工管理基準 144
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4 			
			引火点試験	JIS K 2265-1~4	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4 			
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 			
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 			
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4 			施工管理基準 145
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 A050 [2]-180	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・セミブローンアスファルト:表3.3.4 			
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 A051 [2]-192	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4 			
タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 A057 [2]-244	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・改質アスファルト:表3.3.3 						

別紙2

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考	
⑤ ア ス フ ア ル ト 舗 装	プ ラ ン ト	必 須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 A003 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒 度	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模工事: 異常が認められたとき。 <p>印字記録の場合: 全数又は抽出・ ふるい分け試験1~2回/日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施 工面積が1,000㎡以上あるいは使 用する基層および表層用混合物の 総使用量が250t以上の場合が該当 する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積 が1,000㎡未満あるいは使用する基 層および表層用混合物の総使用量 が250t未満の場合が該当する。 	施工 管理 基準 145	
			粒度(75 μ mフルイ)		75 μ mふるい: ±5%以内基準粒 度				
			アスファルト量抽出粒度 分析試験	舗装調査・試験法 便覧 G028 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内				
			温度測定(アスファルト・ 骨材・混合物)	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温 度。				随時
	そ の 他			水浸ホイールトラッキン グ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確 認	施工 管理 基準 146
				ホイールトラッキング試 験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確 認	
				ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確 認	

別紙2

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考
⑤ ア ス フ ア ル ト 舗 装 工	舗 設 現 場	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 B008 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10:96%以上 X6:96%以上 X3:96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・1,000㎡につき1個(ただし1工事にあたり3個以上) ・1,000㎡未満の工事は、1工事につき3個以上。※ ※施工箇所が点在する維持工事は除く。 ・歩道舗装においては、片側延長80m毎に1個コアを採取して測定。ただし車道にてコアを採取する場合は、車道コア採取位置の横断方向にて車道と同数採取。(1工事当たり3個以上) ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が1,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が1,000㎡未満あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t未満の場合が該当する。 ・但し、橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 	施工 管理 基準 146
					歩道舗装 基準密度の90%以上。 X10:90%以上 X6:90.5%以上 X3:91%以上			
					アスファルト安定処理路盤 X10:95%以上 X6:95.5%以上 X3:96.5%以上			
			温度測定(初期締固め前)	JIS Z 8710	110℃以上	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。同一配合の合材が100t未満のものは、1日2回(午前・午後) 	施工 管理 基準 147
		外観検査(混合物)	目視		随時			
		そ の 他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法 便覧 S021	設計図書による。	舗設車線毎200m毎に1回		

別紙2

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考
⑥ 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 E001 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が1,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t以上の場合が該当する。※ ・小規模工事とは、舗装施工面積が1,000㎡未満あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t未満の場合が該当する。※ ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、舗装施工面積で判断する。	施工 管理 基準 195
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8路上再生路盤用素材 の望ましい粒度範囲による。	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下			
	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		施工 管理 基準 196	
ポルトランドセメントの化学分析		JIS R 5202	JIS R 5214(エコセメント)					

別紙2

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考
⑥ 路上 再生 路盤 工	施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 G021 [4]-185 砂置換法(JIS A1214) 砂置換法は、最大 粒径が53mm以下の 場合のみ適用でき る	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上(歩道路盤及び路肩路盤を除く)を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・1,000㎡につき1回(3個) ・1,000㎡未満の工事は、1工事につき1回(3個)以上。※ ※施工箇所が点在する維持工事は除く。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 		施工 管理 基準 196
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 E031 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 E032 [4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1回～2回/日		

別紙2

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考
⑦排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が1,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が1,000㎡未満あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t未満の場合が該当する。 	施工管理基準 198
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重:2.45以上 吸水率:3.0%以下			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 A008 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下			
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			
	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が1,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が1,000㎡未満あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t未満の場合が該当する。 	施工管理基準 199 施工管理基準 200	
		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 A016 [2]-65	50%以下				
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 A018 [2]-77	水浸膨張比:2.0%以下				
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS):30%以下				
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下				
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下				
		針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上				
		軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上				
伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)						

別紙2

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考	
⑦排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1~4	260℃以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模工事:施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が1,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が1,000㎡未満あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t未満の場合が該当する。 	施工管理基準 200	
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下				
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上				
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法 便覧 A057 [2]2-244	タフネス:20N・m テナシティ:15N・m以上				
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法 便覧 A051	20,000Pa・s				
	密度試験	JIS K 2207							
	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 A003 [2]-14	2.36mmふるい:±12%以内基準粒度	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模工事:異常が認められたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 印字記録の場合:全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日 		施工管理基準 201
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 A003 [2]-14	75μmふるい:±5%以内基準粒度				
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 G028 [4]-238	アスファルト量:±0.9%以内				
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度				
その他	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。		アスファルト混合物の耐剥離性の確認		
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 B003 [3]-39				アスファルト混合物の耐流動性の確認		
		ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧 B002 [3]-17				アスファルト混合物の耐磨耗性の確認		
		カンタプロ試験	舗装調査・試験法 便覧 B010 [3]-111				アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認		

別紙2

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	参考
⑦排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定(初期転圧前)	JIS Z 8710	140~160℃	随時	・測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。 ・同一配合の合材が100t未満のものは、1日2回(午前・午後)。	施工管理基準202
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 S025 [1]-122	X10:1,000mL/15sec以上 X10:300mL/15sec以上(歩道箇所)	250㎡ごと。	100㎡以下は省略できる。	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所 基準密度の90%以上。 X10 90%以上 X6 90.5%以上 X3 91%以上	・中規模以上の工事:定期的又は随時(1,000㎡につき1個)。(ただし1工事あたり3個以上) ・小規模工事:定期的又は随時(1,000㎡につき1個) (ただし1工事当たり3個以上)。※ ※施工箇所が点在する維持工事(指示票によるもの)は除く。 ・歩道舗装においては、片側延長80m毎に1個コアを採取して測定。ただし車道にてコアを採取する場合は、車道コア採取位置の横断方向にて車道と同数採取。(1工事当たり3個以上)	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が1,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が1,000㎡未満あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が250t未満の場合が該当する。	
			外観検査(混合物)	目視		随時		
⑧インターロッキングブロック歩道舗装工	材料	必須	ブロックの形状寸法		愛知県標準仕様書-工事標準仕様書-第3編3-8-8ブロック舗装工(インターロッキングブロックの規格)P3-129・130	試験は1組(3個)/500㎡とし、500㎡に満たない場合は1組とする。		3-129 3-130
			ブロックの強度	曲げ強度試験	愛知県標準仕様書-工事標準仕様書-第3編3-8-8ブロック舗装工(インターロッキングブロックの規格)P3-129・130	試験は1組(3個)/500㎡とし、500㎡に満たない場合は1組とする。	インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行う。 30㎡以下は省略できる。	

別紙 3

写真管理基準

次の工種については、以下の写真管理基準に基づくものとする。

出来形管理写真撮影箇所(工事共通、河川、道路編)

- ① 河川土工、道路土工については、別紙 3 ①参照
- ② 基礎工(護岸 現場打、プレキャスト)については、別紙 3 ②参照
- ③ 植生工(張芝工外)については、別紙 3 ③参照
- ④ 緑化ブロック工、石積(張)工については、別紙 3 ④参照
- ⑤ アスファルト舗装工については、別紙 3 ⑤参照
- ⑥ コンクリート舗装工については、別紙 3 ⑥参照
- ⑦ 場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工については、別紙 3 ⑦参照
- ⑧ 側溝工(プレキャスト U 型側溝外)、場所打水路工、暗渠工については、別紙 3 ⑧参照
- ⑨ じゃかご、ふとんかごについては、別紙 3 ⑨参照
- ⑩ プレキャストカルバート工については、別紙 3 ⑩参照
- ⑪ 排水性舗装、透水性舗装については、別紙 3 ⑪参照
- ⑫ 路面切削工、オーバーレイ工については、別紙 3 ⑫参照
- ⑬ 場所打函渠工については、別紙 3 ⑬参照
- ⑭ 歩道路盤工、取合舗装路盤工及び路肩舗装路盤工については、別紙 3 ⑭参照
- ⑮ 歩道舗装工、取合舗装工、路肩舗装工及び表層工については、別紙 3 ⑮参照
- ⑯ 照明工については、別紙 3 ⑯参照
- ⑰ プレキャスト躯体工、管路工及びボックス工(プレキャスト&現場打)については、別紙 3 ⑰参照
- ⑱ 切削オーバーレイ工及び路上再生工については、別紙 3 ⑱参照
- ⑲ コンクリート舗装、路肩・路側路盤工については、別紙 3 ⑲参照
- ⑳ 河川除草、道路除草、路肩整正及び清掃(水路、側溝等)については、別紙 3 ⑳参照

別紙3 出来形管理写真撮影箇所一覧表(工事共通・河川・道路編)

No.	区分		工種	写真管理項目			代表写真 選定頻度	
				撮影項目	撮影時期	撮影頻度		
①	工事 共通 編	土 河 川 土 工 道 路 土 工	掘削工	土質等の判別	掘削中	地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	
				法長	掘削後	40m又は1施工箇所に1回		
			盛土工	巻出し厚	巻出し時	40mに1回	代表箇所 各1枚	
				締固め状況	締固め時	転圧機械又は地質が変わる毎に1回		
				法長・幅	施工後	40m又は1施工箇所に1回		
			法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	仕上げ時	40m又は1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚	
			掘削工	土質等の判別	掘削中	地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	
				法長	掘削後	40mに1回		
			路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	巻出し時	40mに1回	代表箇所 各1枚	
				締固め状況	締固め時	転圧機械又は地質が変わる毎に1回		
法長・幅	施工後	40m又は1施工箇所に1回						
法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	仕上げ時	40m又は1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚				
②	工事 共通 編	一般 施工	基礎工	基礎工(護岸) (現場打)	幅 高さ	型枠取外し 後	40m又は1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚
				基礎工(護岸) (プレキャスト)	据付状況	施工後	40m又は1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚
③	工事 共通 編	一般 施 工	法	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	混合前	1工事に1回	代表箇所 各1枚
					土羽土の厚さ	施工中	100㎡又は1施工箇所に1回	
					法長	施工後	100㎡又は1施工箇所に1回	
			面	植生工 (厚層基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	清掃後	100㎡又は1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚
					ラス鉄網の重ね合 せ寸法	吹付前	100㎡又は1施工箇所に1回	
					厚さ(検測孔)	吹付後	100㎡又は1施工箇所に1回	
					法長	施工後	100㎡又は1施工箇所に1回	
			材料使用量	混合前	1工事に1回			

別紙3

No.	区分		工種	写真管理項目			代表写真 選定頻度	
				撮影項目	撮影時期	撮影頻度		
④	工事共通編	一般施工	石・ブロック積(張)工	緑化ブロック工	厚さ(裏込)	施工中	40m又は1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚
				法長・厚さ (ブロック)	施工後	40m又は1施工箇所に1回		
			石積(張)工	厚さ(裏込)	施工中	40m又は1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚	
				法長・厚さ (石積・張)	施工後	40m又は1施工箇所に1回		
⑤	工事共通編	一般舗装工	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ、転圧状況	施工中	各層毎80mに1回	代表箇所 各1枚	
				整正状況	整正後			
				厚さ	整正後	各層毎40mに1回		
				幅	整正後			
			アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ、転圧状況	施工中	各層毎80mに1回	代表箇所 各1枚	
				整正状況	整正後			
				厚さ	整正後	各層毎40mに1回		
				幅	整正後			
			アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	敷均し厚さ、転圧状況	施工中	各層毎80mに1回	代表箇所 各1枚	
				整正状況	整正後			
				厚さ	整正後	各層毎40mに1回		
				幅	整正後			
			アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ、転圧状況	施工中	各層毎80mに1回	代表箇所 各1枚	
				整正状況	整正後			
				厚さ	整正後	各層毎40mに1回		
				幅	整正後			
			アスファルト舗装工 (基層工)	転圧状況	施工中	80mに1回	代表箇所 各1枚	
				整正状況	整正後			
				プライムコート タックコート	散布時	各層毎に1回		
				厚さ	整正後	各層毎40mに1回		
幅	整正後							

別紙3

No.	区分		工種	写真管理項目			代表写真 選定頻度	
				撮影項目	撮影時期	撮影頻度		
⑤	工 事 共 通 編	一 般 施 工	一 般 舗 装 工 （ ア ス フ ア ル ト 舗 装 工 （ 表 層 工 ）	転圧状況	施工中	80mに1回	代表箇所 各1枚	
				整正状況	整正後			
				プライムコート タックコート	散布時	各層毎に1回		
				厚さ	整正後	各層毎40mに1回		
				幅	整正後			
				平坦性	実施中	1工事1回		
⑥	工 事 共 通 編	一 般 施 工	一 般 舗 装 工 （ 下 層 路 盤 工 ）	敷均し厚さ、転圧状況	施工中	各層毎80mに1回	代表箇所 各1枚	
				整正状況	整正後			
				厚さ	整正後	各層毎40mに1回		
				幅	整正後			
			一 般 舗 装 工 （ 粒 度 調 整 路 盤 工 ）	敷均し厚さ、転圧状況	施工中	各層毎80mに1回		代表箇所 各1枚
				整正状況	整正後			
				厚さ	整正後	各層毎40mに1回		
				幅	整正後			
	一 般 施 工	舗 装 工 （ セ メ ン ト （ 石 灰 ・ 瀝 青 ） 安 定 処 理 工 ）	敷均し厚さ、転圧状況	施工中	各層毎80mに1回	代表箇所 各1枚		
			整正状況	整正後				
			厚さ	整正後	各層毎40mに1回			
			幅	整正後				
		一 般 施 工	舗 装 工 （ ア ス フ ア ル ト 中 間 層 ）	転圧状況	施工中		80mに1回	代表箇所 各1枚
				整正状況	整正後			
				プライムコート タックコート	散布時		各層毎に1回	
				厚さ	整正後		各層毎40mに1回	
幅	整正後							

別紙3

No.	区 分			工 種	写 真 管 理 項 目			代表写真 選定頻度	
					撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度		
⑥	工 事 共 通 編	一 般 施 工	一 般 舗 装 工	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉 プライムコート	散布時	各層毎に1回	代表箇所 各 1 枚	
					スリップバー タイバー寸法、 位置	据付後	40mに1回		
					鉄網寸法 位置	据付後	40mに1回		
					平坦性	実施中	1工事1回		
					厚さ	型枠据付後	各層毎40mに1回		
					目地段差		1工事1回		
⑦	工 事 共 通 編	共 通 施 工	共 通 関 係	場所打擁壁工	裏込厚さ	施工中	40m又は1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚	
					厚さ 幅 高さ	型枠取外し後	40m又は1施工箇所に1回		
				プレキャスト擁壁工	据付状況	埋戻し前	40m又は1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚	
⑧	工 事 共 通 編	共 通 施 工	共 通 関 係	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝)(管渠) (自由勾配側溝)	据付状況	埋戻し前	40m又は1施工箇所に1回	不要	
				場所打水路工	厚さ 幅 高さ	型枠取外し後	40m又は1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚	
				暗渠工	幅 深さ	埋戻し前	40m又は1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚	
⑨	工 事 共 通 編	共 通 施 工	河 川 関 係	じゃかご	法長 厚さ	施工後	40m又は1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚	
				ふとんかご かご枠	高さ 幅	施工後	40m又は1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚	
⑩	工 事 共 通 編	共 通 施 工	道 路 関 係	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	施工中	40m又は1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚	
					* 幅 * 高さ	埋戻し前	40m又は1施工箇所に1回		
⑪	工 事 共 通 編	共 通 施 工	道 路 関 係	排水性舗装 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	施工中	各層毎80mに1回	代表箇所 各1枚	
					整正状況	整正後			
					厚さ 幅	整正後	各層毎40mに1回		
				排水性舗装 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	施工中	各層毎80mに1回		代表箇所 各1枚
					整正状況	整正後			
					厚さ 幅	整正後	各層毎40mに1回		

* 印は場所打ちのある場合

別紙3

No.	区分			工種	写真管理項目			代表写真 選定頻度
					撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
⑪	工事 共通 編	道 路 施 工 係	排水性舗装 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	敷均し厚さ	施工中	各層毎80mに1回	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	修正後			
				厚さ	修正後	各層毎40mに1回		
				幅				
		道 路 施 工 係	排水性舗装 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	施工中	各層毎80mに1回		代表箇所 各1枚
				転圧状況	修正後			
				厚さ	修正後	各層毎40mに1回		
				幅				
	道 路 施 工 係	排水性舗装 (基層工)	修正状況	修正後	80mに1回	代表箇所 各1枚		
			タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回			
			厚さ	修正後	各層毎40mに1回			
			幅					
	道 路 施 工 係	排水性舗装 (表層工)	修正状況	修正後	80mに1回	代表箇所 各1枚		
			タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回			
			厚さ	修正後	各層毎40mに1回			
			幅					
⑫	工事 共通 編	道 路 施 工 係	透水性舗装 (路盤工)	敷均し厚さ	施工中	各層毎80mに1回	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	修正後			
				厚さ	修正後	各層毎40mに1回		
		幅	修正後					
		平坦性	実施中	1工事1回				
		道 路 施 工 係	透水性舗装 (表層工)	修正状況	修正後	80mに1回		代表箇所 各1枚
	タックコート プライムコート			散布時	各層毎に1回			
	厚さ			修正後	各層毎40mに1回			
	幅							
	工事 共通 編	道 路 施 工 係	路面切削工	幅	施工後	40mに1回又は1施工箇所 に1回	代表箇所 各1枚	
				厚さ				
				平坦性	実施中			1施工箇所に1回
道 路 施 工 係		オーバーレイ工	平坦性	実施中	1施工箇所に1回	代表箇所 各1枚		
			タックコート	散布時	各層毎に1回			
			修正状況	施工後	80mに1回			

別紙3

No.	区 分			工 種	写 真 管 理 項 目			代表写真 選定頻度	
					撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度		
⑬	道路編	道路改良	カルバート工	場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	型枠取外し 後	40m又は1施工箇所 に1回	代表箇所 各1枚	
⑭	道路編	舗装	舗装工	歩道舗装工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷き均し厚さ 転圧状況	施工中	各層毎80m に1回	代表箇所 各1枚	
					整正状況	整正後			
					厚さ	整正後	各層毎40m に1回		
					幅	整正後			
⑮	道路編	舗装	舗装工	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	整正後	80mに1回	代表箇所 各1枚	
					タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回		
					厚さ	整正後	各層毎40m に1回		
					幅	整正後			
⑯	道路編	舗装	道路付属 施設工	照明工(照明柱工)	設置高さ	施工後	1施工箇所 に1回	不要	
⑰	道 路 編	共同溝	構築工	プレキャスト躯体工	据付状況	埋戻し前	40m又は1施工箇所 に1回	代表箇所 各1枚	
				電線共同溝工	管路工(管路部)	敷設状況	敷設後	40m又は1施工箇所 に1回	代表箇所 各1枚
					プレキャストボックス工 (特殊部)	据付状況	据付後	40m又は1施工箇所 に1回	代表箇所 各1枚
				現場打ちボックス工(特 殊部)	厚さ 内空幅 内空高	型枠取外し 後	40m又は1施工箇所 に1回	代表箇所 各1枚	
⑱	道路編	道路維持	舗装工	切削オーバーレイ工	平坦性	実施中	1施工箇所 に1回	代表箇所 各1枚	
					タックコート	散布時	各層毎に1回		
					整正状況	施工後	80mに1回		
					幅 厚さ	施工後	40mに1回		

別紙3

No.	区 分			工 種	写 真 管 理 項 目			代表写真 選定頻度
					撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	
⑱	道 路 編	道 路 維 持	舗 装 工	路上再生工	敷均厚、転圧状況	施工中	各層毎80mに1回	代表箇所 各1枚
				整正状況	整正後	各層毎80mに1回		
				幅	整正後	各層毎40mに1回		
				厚さ	整正後	各層毎40mに1回		
⑲	道 路 編	道 路 維 持	舗 装 工	コンクリート舗装	目地掃除	施工前後	500m ² に1回	代表箇所 各1枚
				目地充填	施工後	500m ² に1回		
				注入工 削孔状況(位置、 間隔)	削孔後	250m ² に1回		
				注入工 注入圧	注入時	250m ² に1回		
				目地亀裂防止材 張付け状況	張付け後	40mに1回		
				局部打換 各層厚さ	施工前後	各層毎40mに1回又は1施 工箇所に1回		
			路肩、路側路盤工	厚さ	施工後	40mに1回又は1施工箇所 に1回	代表箇所 各1枚	
⑳	河 川 編	河 川 維 持	除 草 工	河川除草	出来ばえ 刈草処理状況 飛石飛散防止対 策の施工中 実施状況	施工前後	100mに1回	適宜
				道 路 編	道 路 維 持	除 草 工	道路除草	出来ばえ
	道 路 清 掃 工	路肩整正	出来ばえ				施工前後	80mに1回又は、1施工箇所 に1回
		清掃 (水路、側溝等)	出来ばえ			施工前後	100mに1回	適宜